

可児市議会会議規則の一部を改正する規則

可児市議会会議規則（昭和58年可児市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第166条関係）						別表（第166条関係）					
名称	目的	構成員	招集権者	会議の公開・非公開の別	会議録の作成	名称	目的	構成員	招集権者	会議の公開・非公開の別	会議録の作成
(略)						(略)					
議会報告 会実施会 議	(略)					議会報告 会実施会 議	(略)				
						地域課題 懇談会実 施会議	地域課題 懇談会の 運営上必 要と認め る事項に ついて協 議、調 整、意見 交換等を 行う。	常任委 員会、 議会運 営委員 会及び 議会広 報特別 委員会 の副委 員長	議会運営 委員会の 副委員長	公開	会議概要 作成

附 則

この規則は、公布の日から施行する。